令和　　年　　月　　日

保護者様

　　　年　　組　　　　　　　　　さん

佐久市立東小学校長　　中村　努

出席停止について（通知）

　学校保健安全法により、病気の悪化と他の児童生徒への伝染を防ぐため、下記により出席停止を指示しますので、家庭において医師と相談のうえ、適切な処置をとられますよう通知します。　なお、この場合の欠席は欠席日数には入りません。

　また、インフルエンザが治癒し登校するときは、下記の「治癒報告書」を提出してください。治癒については受診先の医師に助言を求めて下さい。

　なお、この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入していただくものではありません。

記

１．出席停止理由　　　　インフルエンザ

２．期　　　　間　　　「発症した翌日から数えて５日を経過し、

　　　　　　　　　　　　かつ、解熱してから２日を経過するまで」

切りとり線

治　癒　報　告　書

佐久市立東小学校長様

　　　年　　組　氏名

上記のものは下記疾患が治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

１．疾患名　インフルエンザ（　　）

２．受診した医療機関及び受診日　　医療機関名

（受診日：　　　年　　　月　　　日）

３．発症日と解熱日

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　　　　　　↓解熱した日に「解熱日」とお書き下さい。 |
| 発症日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ０日目 | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 | ７日目 | ８日目 |
| 月／日 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

「発症後５日経過」と「解熱後２日経過」のどちらも満たしましたので、登校再開します。

令和　　　　年　　月　　日

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止期間は、法律で

次のように定められています。

発症した後5日を経過し、

かつ、解熱した後２日を経過するまで

　　　　（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令　平成２４年文部科学省令第１１号）

＜実際の例で考えてみると…＞

